

社会保障・税番号要綱(概要)

基本的な考え方

実現すべき社会

番号制度の導入により、①国民が公平・公正さを実感し、②国民の負担が軽減され、③国民の利便性が向上し、④国民の権利がより確実に守られるような社会を実現することを目的とする

大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援

防災福祉の観点からも番号制度の在り方を検討し、6月に公表予定の「大綱」に示す

法制度の必要性

- 法律又は法律の授權に基づく政省令に以下の事項を規定
- 番号制度の基本理念
 - 「番号」に係る個人情報の保護
 - 国・地方公共団体・国民の責務
 - 情報連携の範囲・仕組み
 - 「番号」の付番・通知
 - 国民に交付されるICカード
 - 「番号」の利用事務
 - 施行期日、施行のための準備行為等
 - 本人確認の在り方

「番号」の利用事務

「番号」を利用する事務を特定し、施行時期を各事務に応じて決定(具体的な利用事務について、6月に公表予定の「大綱」に示す)

個人情報保護など国民の懸念への対応

- 国家管理(一元管理)への懸念
- 名寄せ・突合により集積・集約された個人情報の漏えい等の危険性への懸念
- 不正利用による財産的被害発生への懸念

制度上の保護措置

- 第三者機関の監視
- 法令上の規制等措置(目的外利用の制限、閲覧・複写の制限、告知要求の制限、守秘義務等)
- 罰則強化等

システム上の安全措置

- 「番号」に係る個人情報の分散管理
- 「番号」を用いない情報連携
- 個人情報及び通信の暗号化
- アクセス制御等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)を踏まえた制度設計

制度設計

《個人に付番する「番号」》

- 「番号」の付番、交付、変更、失効
- 利用範囲は法令に規定(以下の他拡充し大綱に示す)

- 国民年金及び厚生年金保険、共済年金等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払に関する手続
- 国民健康保険及び健康保険(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む)等の被保険者に係る届出、保険料の支払に関する手続
- 介護保険の被保険者に係る届出、失業等給付の受給に関する手続
- 国税に関する法令の規定により税務署長に提出する書類への記載及びこれに係る利用
- 地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類等への記載及びこれに係る利用
- 社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの

- ICカードを活用した本人確認及び「番号」の真正性の確認
- 正当な利用目的の場合の「番号」告知義務、虚偽告知の禁止
- 不当な目的での「番号」の告知要求の制限
- 閲覧、複製、保管等の制限
- 「番号」取扱事業者等の安全管理措置義務
- 「番号」に係る個人情報の電子計算機処理等に関する秘密についての守秘義務
- マイ・ポータル経由で「番号」に係る個人情報の開示、情報連携を通じた個人情報のやりとりに係るアクセス記録の確認の仕組み
- システム構築・改修前に情報保護評価を実施

《付番機関》

- 個人に付番する機関の役割、権限
- 法人等に付番する機関の役割、権限

《法人等に付番する「番号」》

法人番号の付番対象

- 国の機関、地方公共団体
- 登記所の登記簿に記録された法人等
- 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
- 国税・地方税の納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務又は法定調書の提出義務を有する人格のない社団等

《情報連携》

- 「番号」に係る個人情報の提供
 - 情報連携の範囲を法令に規定(第三者機関の許可を受けた場合は例外的に連携可能)
 - マイ・ポータルを通じたアクセス記録の確認
- 情報保有機関が保有する本人確認情報の住基ネット情報との同期化

《情報連携基盤の運営機関等》

- 情報連携基盤及びマイ・ポータルの運営機関の具体的な組織の在り方

《ICカード》

- 現行の住基カードの機能を改良
- マイ・ポータルへのログインのため、公的個人認証サービスに認証用途を付加
- 公的個人認証を民間事業者等も利用可能にする
- 正確な告知のため、券面に「番号」を記載

《第三者機関》

- 内閣総理大臣の下に番号制度の個人情報保護等を目的とする委員会を設置
- 監視対象機関等(行政機関、地方公共団体、関係機関、「番号」を取り扱う事業者)に対する監督等を実施
 - 監視対象機関等に対する「番号」の取扱いについて資料の提出・説明の要求、立ち入り検査、助言・指導、勧告、命令等
 - 情報連携基盤等の監査
 - 「番号」の取扱いに係る苦情相談、調査
 - 情報保護評価の承認

《罰則》

- 正当な理由なく行う以下の行為には罰則
- 「番号」に係る個人情報のデータベースの提供
- 「番号」に係る個人情報の提供・盗用
- 守秘義務違反等

実施計画案

- 番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わりうるものであるが、以下を目途とする。
- H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
 - 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
 - H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
 - H27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始